

一奉公之道、油断すべからず、朝辰之刻起候而、兵法をつかひ、食をくひ、弓を射、鐵炮を打、馬を可乗候、武士の嗜能ものには、別而加増可遣事、

一慰に可出と存候は、鷹野、鹿狩、相撲、ケ様之儀に而可致遊山事、

一衣類之事、木綿紬の間たるべし、衣類に金銀をついやし、手前不成者可爲曲事候、不斷に身上相應に武具を嗜み、人を可扶助、軍用之時は金銀可遣候事、

一平生傍輩つき合、客一人亭主壹人之外、咄申間敷候、食は黒飯たるべし、但武藝執行之時は多人數可出合事、

一軍禮法、侍之可存知事、不入事に美麗を好む者可爲曲事、

一亂舞方一圓停止たり、太刀を取れば人を切らんと思ふ、然上は萬事は、一心のおき所より生る物にて候間、武藝の外、亂舞稽古之輩、可爲切腹事、

一學文之事、可入情、兵書を讀、忠孝之心懸專用たるべし、詩聯句歌をよむ事停止たり、心にきやしや風流なる、てよわき事を存候へば、いかにも女のやうに成ものにて候、武士の家に生れてよりは、太刀刀を取て死る道本意也、常々武道吟味せざれば、いさぎよき死は仕にくきものにて候間、能々心を武士にきざむ事肝要候事、

右之條々晝夜可相守、若右之ケ條難勤と存輩於有之者、暇を可申、速に遂吟味、男道不成者之驗を付可追放事、不可有疑、依如件、

加藤主計頭清正在判

侍中

〔島井文書坤〕宗室老徳左衛門へ異見狀

生中心得身持可致分別事